**平成２６年（フ）第３７２号**
大阪府阪南市尾崎町６丁目１番４―302号
債務者　渡邊　悦子
1　決定年月日時　平成26年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２６年（フ）第３７５号**
大阪府泉大津市旭町７番15―213号
債務者　園田　逸子
1　決定年月日時　平成26年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２６年（フ）第５２６号**
札幌市豊平区平岸３条８丁目４番26号
キューブ平岸３・８―210号、申立時の住所札幌市豊平区平岸３条８丁目４番26号　ジュネスドミール210号
債務者　手塚　俊範
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第５９５号**
札幌市南区澄川６条６丁目９番８―201号
債務者　林　明日香（旧姓田中・上杉）
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第９３４号**
札幌市北区屯田４条７丁目６番12―101号
債務者　高木　秀一
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第１０４４号**
札幌市北区北30条西６丁目４番20号　ノルデンハイム309号、申立時の住所札幌市北区北33条西11丁目７番18号
債務者　前田　大輔
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第１０８８号**
札幌市豊平区月寒東１条５丁目１番22号　ハイツホワイトノーブル205号
債務者　上村　広明
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第１１１９号**
札幌市中央区双子山４丁目３番33号　旭山病院
債務者　垣下　　崇
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第１１２０号**
北海道北広島市大曲光２丁目１番地８　ＢＲＩＯ23―102号
債務者　山本　千尋
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第１１４１号**
札幌市西区西野３条４丁目11番17号
債務者　山崎宏次朗
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第１１４３号**
札幌市西区八軒10条西２丁目２番３号　プラザインアズマ102号
債務者　田中　瑞栄（旧姓對馬）
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第１１４９号**
札幌市豊平区美園１条１丁目１番１―302号
債務者　本間　丈晴
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第１１５２号**
札幌市豊平区美園９条３丁目２番12号　ハイツサングリーン105号
債務者　中川　良子
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第１１６４号**
札幌市豊平区西岡４条11丁目11番１―103号
債務者　松浦　哲夫
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第１１６５号**
札幌市豊平区西岡４条11丁目11番１―103号
債務者　松浦　秀子
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第１１６６号**
札幌市豊平区中の島１条１丁目２番14号　第15松井ビル304号
債務者　野村　　実
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第１１７８号**
札幌市東区東苗穂13条２丁目15番24号　コーポエムアール105号
債務者　田中　健一
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部